破産手続廃止及び免責許可決定

平成２６年（フ）第６０号
山口県周南市川端町２丁目21番地　グローバル川端町201号、開始決定時の住所山口市吉敷上東１丁目９番５号　サンビレッジ吉敷１―202、前住所山口県周南市慶万町６番30―201号
破産者　舎川　太一
1　決定年月日　平成28年11月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山口地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第２０３５号
札幌市豊平区美園１条１丁目３番９号　イーストサイドイン203号
破産者　小田絵理子
1　決定年月日　平成28年11月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第３９３号
札幌市西区山の手３条３丁目２番１号　サボワール３．３―202号
破産者　吉川真智子
1　決定年月日　平成28年11月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第１２８０号
札幌市豊平区中の島１条２丁目２番20―601号
破産者　福井　敏博
1　決定年月日　平成28年11月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第１３８０号
札幌市北区北８条西６丁目２番地６　シャンボール札幌1009号
破産者　蝦名　　伸
1　決定年月日　平成28年11月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第５７号
青森県弘前市大字原ケ平２丁目５番地９
破産者　中田　　浩
1　決定年月日　平成28年11月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所弘前支部

平成２７年（フ）第８４４号
仙台市青葉区立町４番25―602号
破産者　藤原　　達
1　決定年月日　平成28年11月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２８年（フ）第４５３号
仙台市青葉区国見６丁目39番１号　救護施設東山荘、従前の住所宮城県塩竈市母子沢町１番２―202号　市営新玉川住宅みちのく棟
破産者　阿部　代実
1　決定年月日　平成28年11月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２８年（フ）第２６号
秋田県大仙市角間川町字木内95番地
破産者　中森　一男
1　決定年月日　平成28年11月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所大曲支部

平成２８年（フ）第２９号
秋田県大仙市大曲大町４番４－６号　サンタフェⅡ103号、前住所秋田県横手市八幡字八幡220番地
破産者　松田　幹雄
1　決定年月日　平成28年11月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所大曲支部

平成２８年（フ）第３０号
秋田県大仙市大曲大町４番４－６号　サンタフェⅡ103号、前住所秋田県横手市八幡字八幡220番地
破産者　松田　春子
1　決定年月日　平成28年11月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所大曲支部

平成２８年（フ）第７０４号
埼玉県戸田市美女木７丁目10番地の23（レオパレスエスト202号室）
破産者　辻　　勝太
1　決定年月日　平成28年11月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第１号
富山県下新川郡入善町入膳7791番地５　コーポにゅうぜん２―105
破産者　杉本　延子
1　決定年月日　平成28年11月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
富山地方裁判所魚津支部

平成２８年（フ）第１２０号
岐阜県各務原市東山１―60　医療法人杏野会各務原病院、住民票上の住所名古屋市西区中小田井３丁目289番地　ライオンズガーデン中小田井1002号
破産者　片山　幸子
1　決定年月日　平成28年11月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岐阜地方裁判所

平成２４年（フ）第５３４０号
大阪府東大阪市今米１丁目９番６号
破産者　川畑　嘉朗
1　決定年月日　平成28年11月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第４６７号
大阪府豊中市柴原町２丁目３番15―307号
破産者　松山　　豊
1　決定年月日　平成28年11月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第１９６６号
大阪市城東区成育５丁目23番14―104号、申立時の住所大阪市城東区成育５丁目23番14―504号
破産者　讃岐とんかつ「松もと」こと　松本　晴治
1　決定年月日　平成28年11月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部